

未来につながる持続可能な農業推進コンクール実施要領

制定 平成 26 年 5 月 13 日 26 生産第 488 号
最終改正 令和 6 年 8 月 22 日 6 農産第 2044 号

1. 趣旨

食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）において、食料等の供給や多面的機能の重要性から、農業の生産性の向上及び農産物の付加価値の向上並びに農業生産活動における環境への負荷の低減が図られることにより、農業の持続的な発展が図られなければならないとされている。

このため、農林水産省では、農業の持続的な発展に向けて、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理等の持続可能性を確保するための一連の取組である G A P を推進するとともに、有機農業を始めとする環境保全型農業を推進しているところである。

この一環として、持続可能な農業の確立を目指し意欲的に経営や技術の改善、普及等に取り組んでいる農業者、農業団体、流通・加工業者、自治体、教育機関等を表彰し、その成果を広く紹介することによって、関係者の意欲を喚起し、国民の理解を深め、もって我が国における持続可能な農業の普及及び拡大の加速化を図ることとする。

2. 表彰者

農林水産大臣、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長

3. 実施主体

農林水産省

4. 表彰点数

農林水産大臣賞

- ・ G A P 部門 1 点以内
- ・ 有機農業・環境保全型農業部門 1 点以内

農産局長賞、畜産局長賞

- ・ G A P 部門 3 点以内
- 個別経営の部、団体の部、人材育成の部
- ・ 有機農業・環境保全型農業部門 3 点以内

個別経営の部、団体の部、人材育成の部

5. 表彰対象者

以下に掲げる部門ごとに農業者、農業団体、流通・加工業者、自治体、教育機関等から選考するものとし、その詳細は農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）及び農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）に定めるものとする。

（１）GAP部門

（２）有機農業・環境保全型農業部門

6. 表彰の時期

表彰は、コンクールを実施する年度ごとに1回行うものとし、以下に掲げる部門について交互に行う。

（１）GAP部門

（２）有機農業・環境保全型農業部門

7. 応募

コンクールに応募しようとする者（自薦・他薦を問わない。）は、応募用紙に必要事項を記入し、各都道府県担当部署又は農林水産省農産局農業環境対策課（以下「農業環境対策課」という。）に、原則として、コンクールを実施する年度の公募要領に定める日までに提出する。なお、農業環境対策課に提出のあった事例について、農業環境対策課は、当該提出をした者の居住する都道府県に当該事例の情報を伝えるものとする。

8. 都道府県等の推薦

都道府県担当部署は、提出のあった事例について、必要に応じて現地調査や市町村からの意見聴取を実施した後、推薦調書を添付した上で、北海道にあつては農林水産省北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課、その他の都府県にあつては農林水産省地方農政局生産部生産技術環境課にコンクールを実施する年度の公募要領に定める日までに提出するものとする。

また、農業環境対策課に応募書類を直接提出する場合は、各部門について専門性を有する第三者が作成した推薦調書を添付するものとする。

なお、推薦調書は、必要に応じて市町村が作成することができるものとする。

9. 選賞審査

表彰の候補を適正かつ円滑に選定するため、GAP及び有機農業・環境保全型農業に関し学識経験等を有する委員で構成する審査委員会を設置する。

審査委員会の委員は、農産局長及び畜産局長が委嘱するものとする。審査委員会の長は、委員の互選によりこれを定める。

審査委員会は、提出のあった事例について、コンクールを実施する年度の公募要領で定める審査項目に照らして審査し、表彰の候補を選定する。

また、審査委員会議事は、原則非公開とするが、審査委員会での委員の指摘を、都道府県に応募した者に対しては都道府県担当部署を通じて、農業環境対策課に応募した者に対しては農業環境対策課を通じて伝えるものとする。なお、農業環境対策課に応募した者に係る審査委員会での委員の指摘は、当該応募をした者の居住する都道府県にも伝えるものとする。

その他審査委員会の運営に関して必要な事項は、農産局長及び畜産局長が定めるものとする。

10. 表彰事例の普及

GAP及び有機農業・環境保全型農業の推進に資するため、表彰の情報については農林水産省ホームページに掲載するなど、広く活用するものとする。